

「高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の規定に基づき
保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提出する情報
の利用及提供に関する指針（案）について」

- ◆ 氏名等： 日本薬剤疫学会 レセプトデータベース特別委員会
- ◆ 所在地： 〒113-0032 文京区弥生 2-4-16 日本薬剤疫学会事務局
- ◆ 連絡先： Tel&Fax:03(5802)8603
- ◆ 意見
 - 該当箇所と意見内容：
「第一 総則」の「1 目的」
「第二 データの利用目的」の「1 データの利用目的」
 - 意見内容
目的に、医療費適正化計画に狭く限定しない目的にも活用できることを追加記載すべきである。
 - 理由：
「医療サービスの質向上等のためのレセプト情報の活用に関する検討会」の報告書（2008年1月30日）に以下の記載があるように、利用目的を「医療費適正化計画の作成、実施及び評価」に狭く限定することは適切とはいえない。
さらに、広義の医療費適正化としての利用目的を例示することが望ましい。たとえば、医薬品の安全対策、感染症の実態把握、介護給付費と医療費の関連などは、医療費適正化に直結するものである。

上記報告書 6（2）：「..国以外の主体が、国が収集したレセプトデータ及び特定健診等データを用いて、医療サービスの質の向上等を目指して正確なエビデンスに基づく施策を推進するに当たって有益となる分析・研究、学術研究の発展に資するような研究を行うことは一律に排除することは、国民負担の軽減、的確・適切な施策の迅速な実施という視点に立てば、返って適切とはいえない」
 - 提案：
以上の理由により文言を以下のように変更することを提案する。
第一 総則 1 目的
「この指針は・・・その利用及び提供に関する事項を定めることにより、当該情報の適切な利用に資することを目的とする。」
↓
「この指針は・・・その利用及び提供に関する事項を定めることにより、当該情報の適切な利用ならびに医療サービスの質向上等の公益の促進に資することを目的とする。」

第二 データの利用目的 1 データの利用目的 に（3）を追加することを提案する。
「（3） 医療サービスの質向上等を目指して正確なエビデンスに基づく施策を推進するに当たって有益となる分析・研究、学術研究の発展に資するような研究のために、厚生労働大臣が承認した場合には利用できるものとする。」